

●香川県告示第12号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成25年1月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 所在地

高松市寿町1丁目3番6号

2 名称

香川県農業協同組合

3 変更した売りさばき場所

- (1) 変更前 丸亀市綾歌町栗熊東408-1 栗熊支店
変更後 丸亀市綾歌町栗熊東408-1 綾歌支店
- (2) 変更前 善通寺市原田町305 瀧川支店
変更後 善通寺市原田町305 瀧川出張所
- (3) 変更前 さぬき市津田町津田1008-4 津田支店
変更後 さぬき市津田町津田141-4 津田支店
- (4) 変更前 三豊市高瀬町上高瀬1271-2 上高瀬支店
変更後 三豊市高瀬町上高瀬1271-2 高瀬支店
- (5) 変更前 三豊市豊中町本山甲838 豊中本山支店
変更後 三豊市豊中町本山甲838 豊中支店
- (6) 変更前 仲多度郡琴平町榎井645-1 琴平町榎井支店
変更後 仲多度郡琴平町榎井509-1 琴平支店